

わくわく田底っ子

第8号

文責：校長 益永 一幸

知っておこう「こども基本法」

第1条

こども基本法は、日本国憲法と子どもの権利条約に基づいて、すべてのこどもが自立した個人として成長できるよう、子どもの権利を守る法律

第2条

こども基本法で「こども」とは、心と体が成長の途中にある人＝赤ちゃん・保育園・幼稚園児、小中学生、高校生や若者
※子どもに年れいの区切りはない

令和5年4月からスタートした「こども基本法」。私たち（教職員・保護者・地域の皆さん）は、子どもの幸せを願ってやまないものです。とても平和な日本ですが、子どもたちをめぐる状況には次のような課題が挙げられています。

- ・「子ども若者の自殺・不登校が増加している」
- ・「自分の行動で、国や社会を変えられると思う18歳の若者が極端に低い」（国際レベルと比較して）
- ・「子どもも大人も子どもの権利があることを知らない。」

田底小学校では、熊本市立学校全体で行っている「校則見つめ直し」において、子どもたちが「意見を表明し、参画する権利」を使って、意見をきまりに盛り込んでいます。また、総合的な学習の時間においても、自分たちで調べ考えたことを表明し、地域や行政等にも働きかける教育も行っています。

子どもの権利を尊重し、行使する教育（学校・家庭・地域）を目指していきたいものです。

子どもにはどんな権利があるのでしょうか？

第2条 差別されない権利	第3条 子どもにいちばんいい幸せ（最善の利益）	第4条 国の子どもの権利の実現への義務と責任	第6条 生きる権利・育つ権利	第12条 自分の意見を言う権利	第13条 表現の自由と講師する権利
第14条 思想・良心・宗教の自由を持つ権利	第18条 親に責任をもって育ててもらう権利	第20条 家族とくらせない子どもが守られる権利	第21条 家族がいないうち、代わりの家族と安心して育つ権利	第26条 社会保障（福祉）を受け、国に守られる権利	
第27条 人間らしい生活をする権利	第28条 教育を受ける権利	愛される権利	参画する権利	表明した意見が大切にされる権利（意見の尊重）	
子どもの権利を知る権利	幸福を追求する権利（幸せになる権利）				



アンケートは6/11までお願いします



保護者アンケート（左のQRコードでお答えください）
Q1:これらの権利の中で「いいな」「大事にしたいな」と思う権利を3つ選んでください。
Q2:「付け加える」権利があったらどんな権利？があったらいいか。（ある場合）